

## 「ヘスペラス」或いは「フォスフォラス」、「ヴァ ルカン」という記述：ドネランによる確定記述の指 示的用法を用いた、固有名の意味論的役割の説明

山口, 誠  
九州大学大学院人文科学研究院：専門研究員

<https://doi.org/10.15017/1955362>

---

出版情報：総合文化学論輯. 6, pp.23-37, 2017-05-01. Japan Institute for Comprehensive Cultural Studies

バージョン：

権利関係：

# 「ヘスペラス」 或いは「フォスフォラス」、「ヴァルカン」

## という記述

ードネランによる確定記述の指示的用法を用いた、固有名の意味論的役割の説明一

山口 誠

はじめに<sup>1</sup>

「言語哲学 (philosophy of language)」と呼ばれる哲学の一分野に於いて、長らく問題とされてきたことがある。即ち、その問題は、「同一性言明 (identity statement)」を巡る問題と、「否定的存在言明 (negative existential statement)」を巡る問題との二つである。

これら二つの問題は、「固有名 (proper name)」の意味を如何なるものとするのかという、一つの問題に端を発するものなのではあるが、本稿では、これら二つの問題を、これらの問題を、標準的に考察する場合には否定的に扱われることになるものの、しかし、言わば、正当な考察の仕方であるとも考えられるところの外延論理の立場を維持しつつ行うことにしたい。そして、その際に手掛かりとされるのが、ドネラン (Donnellan, K.) が提示した「確定記述の指示的用法 (referential use of definite description)」、即ち「指示的に用いられた確定記述」に他ならない。

以上のようにして、本稿では、上記したような言語哲学上の問題、即ち、同一性言明及び否定的存在言明を巡る問題に関する、外延論理を念頭に置いた説明を行うものなのであるが、その際に、これまた念頭に置いておかなければならない概念が、今一つ、存在する。それが、アンスコム (Anscombe, G. E. M.) が、論文「感覚の志向性 一文法的特徴」(‘The Intentionality of Sensation: a Grammatical Feature’, 1965) の中で提示した、志向性に関連するものたる「志向的対象 (intentional object)」という概念である。というのも、同一性言明なり否定的存在言明なり、それらの言明を巡る問題は、「志向的文 (intentional sentence)」の脈絡の中に置かれて初めて生じる問題だからである。

上述したような、本稿で扱われるところの問題というのは、問題そのものとしては単純明快なものである。即ち、先ず、同一性言明を巡る問題に関して、この問題は、例えば、

- (1) ヘスペラス=ヘスペラス
- (2) ヘスペラス=フォスフォラス

という二つの同一性言明に関して、これらが、

- (3) 私は、ヘスペラス＝ヘスペラス、と信じた
- (4) 私は、ヘスペラス＝フォスフォラス、と信じた

というような「命題的態度 (propositional attitude)」を表す文に書き換えられた時に生じることになる。即ち、これらの例文に於いて登場する固有名「ヘスペラス」も「フォスフォラス」も、金星という同一の天体を指し示す（そのように名付けられた）故に、(1) も (2) も同じ意味を持つにも拘らず、(3) と (4) は、必ずしも、そうであるとは限らない。要するに、(1) 及び (2) は、双方共、真であるが、(3) 及び (4) が、双方共に、真であるとは限らないのである。

それから、否定的存在言明を巡る問題に関してであるが、この問題は、例えば、

- (5) ヴァルカンが存在しない

という否定的存在言明に関して、これが、上述の同一性言明の場合と同様に、

- (6) 私は、ヴァルカンは存在しない、と考える

というような命題的態度を表す文に書き換えられた時に生じることになる。即ち、(5) に於いて登場する固有名「ヴァルカン」は、架空の天体を指し示す故に、意味を持たないにも拘らず、(6) は、必ずしも、そうであるとは限らない。要するに、「ヴァルカン」が意味を持たないならば、当然、(5) も意味を持たないことになるが故に、詰まるところ、(6) も意味を持たないことにならなければならないが、しかし、我々は、(6) を有意味だと考え得るのである。

本稿で行われる考察というのは、これら、同一性言明と否定的存在言明という二つの言明を巡る問題に関して、その説明を、あくまで、外延論理の立場を維持しつつ行うことを目指すものとなるのであるが、その際に、先ず、上述の同一性言明及び否定的存在言明を構成する表現たる「ヘスペラス」及び「フォスフォラス」、「ヴァルカン」を、これも上述した「指示的に用いられた確定記述」として捉えることとする。そして、このようにして「指示的に用いられた確定記述」と捉えられた表現の外延によって、詰まるところ、(3) 及び (4)、(6) のような志向的文の外延が決定されると考えるのである。

即ち、このような指示的に用いられた確定記述の外延が、志向的文の脈絡の中で、如何にして、その志向的文の外延を決定することになるのか。或いは、何故、そのような確定記述が、志向的文の外延を決定するものたり得ることになるのか。このことを、上述したアンスコムによる志向的対象に関する考察から明らかにし、同一性言明及び否定的存在言明を巡る問題を説明することにしたい<sup>2</sup>。

## 第一節 ドネランによる確定記述の指示的用法の概要

通常、「the ～」と表される「確定記述 (definite description)」は、「固有名 (proper name)」と同じく、第45代アメリカ合衆国大統領や太陽に最も近い惑星のような、言わば、世界に存在する唯一の個体を表す「単称名 (singular term)」の一種と考えられるものであり、「第45代アメリカ合衆国大統領 (the 45<sup>th</sup> president of the United States of America)」なり「太陽に最も近い惑星 (the nearest planet for Sun)」等々が具体例として考えられるものである。この点で、確定記述は「ドナルド・トランプ (Donald Trump)」や「水星 (Mercury)」のような固有名と同じ機能を持つものと考えられるが、しかし、そのような個体を如何なる仕方で表すものなのかということに関して、両者は決定的に相異なる。

確定記述が通常の仕方で個体を表す場合、その個体は、言わば、其処で表された記述の表現上の意味によって表されることになる。即ち、「第45代アメリカ合衆国大統領」なり「太陽に最も近い惑星」という上述した確定記述が、ドナルド・トランプなり水星という個体を表す場合、これらの個体は、繰り返すような「第45代アメリカ合衆国大統領」なり「太陽に最も近い惑星」という、その記述表現本来の持つ意味に基づいて表される。要するに、「第45代アメリカ合衆国大統領」という記述によって表されるものは第45代アメリカ合衆国大統領でなければならず、「太陽に最も近い惑星」という記述によって表されるものは太陽に最も近い惑星でなければならない<sup>3</sup>。

他方、固有名が個体を表す場合、即ち、「ドナルド・トランプ」や「水星」等々の固有名が、第45代アメリカ合衆国大統領や太陽に最も近い惑星という個体を表す場合、確定記述とは異なり、これらの表現が、その表現本来の持つ、言わば、表現上の意味に基づいて為されることはない。本来、固有名に表現上の意味はなく、それによって表される個体は、その固有名によって、言わば、そのように名付けられるのである。だとすれば、確定記述と固有名との両者の相異というのは、差し当たり、個体を表す時に、表現本来の意味によってなのか、それとも、そうではないのかという点に存在すると考えることができよう。

確定記述には、以上のような固有名とは異なる形で、即ち、表現本来の意味によって個体を表すという特徴があるが、実のところ、我々は、そのような特徴を持たない確定記述を、即ち、表現本来の意味によってではない形で個体を表すような確定記述を考えることができる。そして、それが、論文「指示と確定記述」に於いて、ドネランが提示した「確定記述の指示的用法」、即ち「指示的に用いられた確定記述」に他ならない。

ドネランによれば、もしも、確定記述が指示的に用いられて、それがドナルド・トランプや水星を表す場合、その確定記述によって表された表現上の意味というのは、即ち、「第45代アメリカ合衆国大統領」の場合の第45代アメリカ合衆国大統領であることとか、「太陽に最も近い惑星」の場合の太陽に最も近い惑星であること等々という、所謂、表現上の意味というのは、個体を実際に表現する為には何ら寄与するものではない (Donnellan(1966), p. 285)。即ち、指示的に用いられた確定記述の特徴というのは、通常

の意味で用いられている確定記述と比較した場合、後者は、前者とは異なり、本来的に、表現本来の意味によって個体を表すのではない、ということになるのである。

だとすれば、指示的に使用された確定記述は、一体、如何なる仕方で個体を表現することになるのか。この時に、この問いに答える形で提起されていると考えられるのが、上述したような、固有名によって為されるような表現の仕方を確定記述に於いても成り立つことを認めることによって成立する表現の仕方である。だが、であるならば、自然、「固有名によって為されるような表現の仕方」が、一体、如何なる仕方のことなのか、ということが問われなければならないということになるものの、しかし、我々は、指示的に用いられた確定記述に於いて成り立つ表現の仕方を、そのように単純に理解して良いというものでもないのである。

即ち、ドネランに於いては、指示的に用いられた確定記述は、確かに、上述したように「通常の意味で用いられている確定記述と比較した場合に、表現本来の意味によって個体を表すのではない」ものだということにはなる。しかし、対象表現に当たり、そのような表現本来の意味による個体表現という機能が、実のところ、全く無視されているとも考えられない<sup>4</sup>。即ち、確定記述が指示的に用いられる時、当の話手本人は、そのような確定記述を、その表現によって表される（言葉上の）意味を念頭に置いて用いているとも考えられるのである。

## 第二節 対象表現と、話し手の信念との関係

確定記述が指示的に用いられる時、確かに、話し手本人によって用いられている確定記述は、実際には、その表現自体の表す意味によって対象を表現するものではないかも知れない。換言すれば、それによって表される対象は、その表現の持つ意味に当て嵌まるものではないかも知れない。にも拘らず、この場合、その表現による個体表現は成功する場合がある。即ち、「第45代アメリカ合衆国大統領」という表現によって表されている個体、即ち、人物は、第45代アメリカ合衆国大統領ではない場合も考えられ得るのである<sup>5</sup>。これが、確定記述が指示的に用いられる場合の特徴だが、しかし、第一節で述べたことの繰り返しにはなるが、この時に我々が注意しなければならないことは、少なくとも話し手は、その記述によって表される意味を、その表す対象に当て嵌まるものとして用いている、ということである。

要するに、一方で、確定記述が指示的に用いられた場合、その表現が表すところの対象が、その表現によって表されている言葉の上での意味に当て嵌まるものではなくとも、その対象は、その表現によって然るべく表されている。そして、尚且つ、その一方で、上述のように、仮令、そのようにして指示的に用いられた場合であっても、話し手本人としては、その表現を、通常の仕方で用いていると、言わば、信じている。即ち、実際のところは、その対象が、確定記述によって表されている意味に当て嵌まるものではないにしても、

少なくとも、話し手本人は当て嵌まると信じているのであり、この信念によって「その対象は、その表現によって、然るべく表されている」ことになるのである<sup>6</sup>。

以下、確定記述が指示的に用いられた場合、如何にして、このような現象が生じるのかについて考察することにした。

黒田亘氏は、第一節で考察した、通常考えられる確定記述と指示的に用いられた確定記述に関して、両者の相異というものを「確定記述の対象が自分の熟知している或る対象と同じであると、話者が知っているか、それとも知らないか、といういわば epistemic な条件の相違に帰着するのではないか」と述べている（黒田（1982）, p. 79）。そして、この点から、黒田氏によれば、一方で、前者たる通常考えられる確定記述に関して、それを話し手が用いる時、話し手は、確定記述によって表される対象が自分の知っている（熟知している）対象と同じであるとは知らず（知らなくてもよく）、他方で、後者たる指示的に用いられた確定記述に関して、それを話し手が用いる時には知っていなければならないということになるのである（cf. 黒田（1982）, p. 49）。

但し、この場合に、即ち、確定記述が指示的に用いられる場合に、このような、自らの用いる確定記述の表す対象が、自らの知っている対象と同じであることを知っているという時、我々は、「知っている」という言葉の表すことに関して注意する必要がある。というのも、少なくとも、この場合に「知っている」事柄の対象となるものは、上述のように、そのような確定記述によって、それも、確定記述の表す（言語上の）意味によって表される対象であるとは考え難いからである。そして、このような、繰り返すような「確定記述の表す（言語上の）意味によって表される対象である」というものとは異なる知識のあり方こそ、指示的に用いられた確定記述という概念を特徴付けるものともなり得るのである。

ドネランによれば、先ず、否、第一義的に、話し手が確定記述を指示的に用いる時、話し手は、例えばジョーンズのような、或る特定の個体を、その指示的に用いられた確定記述によって表現することになる（Donnellan(1966), pp. 285 – 286）。だとすれば、確定記述が指示的に用いられる時、第一義的には、その記述は、その特定の個体を表すものでありさえすればよく、その個体が、実際に、その表現によって表されたものに当て嵌まるものなのか否かということは、言わば、二次的なものだということになる。従って、上述のような「自らの用いる確定記述の表す対象が、自らの知っている対象と同じであることを知っているという時、我々は、「知っている」という言葉の表すこと」に関して、その意味するところのものというのは、少なくとも、その記述の表現上の意味に関する知識なのではなく、寧ろ、その表現を用いる話し手が、その表現が、それを用いて表す特定の個体を表しているのだということに関する知識のことに他ならないのだということになる。

但し、話し手は、確定記述を指示的に用いる時、その表現がその意味するところのものに当て嵌まらない個体を表すものだということを、言わば、承知して、その表現を用いているわけでは決してない。即ち、この場合に重要となるのは次のようなことである。即ち、話し手は、確定記述を指示的に用いる際にも、通常用いられる確定記述の成立の場合に於

いてと同様に、その個体がアメリカ合衆国大統領であるというような、その個体に関する、言わば、信念を持つということなのである。というのも、繰り返すように、話し手が、その表現が、その意味するところのものに当て嵌まらない個体を表すものだということを信じて、即ち、言わば、承知して、その表現を用いていると考えるということも奇妙なことだからである<sup>7</sup>。

このような、話し手自らが表現しようとしているその個体に関する自らの信念に関する知識こそ、確定記述が通常の仕方で使用される時に成立するような知識とは異なるものと考えられるものに他ならない。要するに、この場合の知識とは、話し手本人が、自らが、その個体に関して、その個体が、その表現によって表されている意味に当て嵌まると信じているということに関する知識のことなのである。そして、上記のような黒田氏によって指摘された知識というものも、この種の知識のことに他ならないと理解され得るのである。

従って、「実際のところは、その対象が、確定記述によって表されている意味に当て嵌まるものではないにしても、少なくとも、話し手本人は当て嵌まると、言わば、信じているのであり、この信念によって「その対象は、その表現によって、然るべく表されている」ということになる。即ち、確定記述が指示的に用いられる場合は、寧ろ、その記述表現が、如何なる或る特定の個体を表すものなのかということが重要なのであり、この点が、通常用いられるところの確定記述とは異なる特徴なのである。それ故に、「一方で、前者たる通常考えられる確定記述に関して、それを話し手が用いる時、話し手は、確定記述によって表される対象が自分の知っている（熟知している）対象と同じであるとは知らず（知らなくてもよく）、他方で、後者たる指示的に用いられた確定記述に関して、それを話し手が用いる時には知っていなければならない」ということになるのである。

### 第三節 志向的对象と、経験の対象たる実質的对象

本稿冒頭でも述べたが、同一性言明や否定的存在言明を巡る問題を説明することが、本稿で為される考察に於いて目指されるべき問題であった。その為の手掛かりとして、第一節及び第二節で、指示的に用いられた確定記述という概念が考察されたのだが、その際に、これも本稿冒頭で述べたように、この問題に関して、我々が念頭に置いておかなければならないことがあった。それが、同一性言明や否定的存在言明に関する問題というのは、これらの諸言明が、志向的文の、即ち、思うなり考える、信じるといった、通常、考えられるところの志向性現象を表す文の脈絡の中に置かれた時に生じる、ということである。

第一節及び第二節で考察された、指示的に用いられた確定記述という概念が、上述のような、志向的文の脈絡の中に置かれた、同一性言明や否定的存在言明を巡る問題を説明する為の手掛かりとされるべきものことであったが、このような概念が、上記のような問題を説明する手掛かりとなるに耐え得るものであることを示す為に、本節及び次節たる第四節では、本来、志向的文の外延が如何にして決定されるのかということ、論文「感覚

の志向性」で為された、志向性、とりわけ、志向的对象に関するアンスコム<sup>8</sup>の考察を手掛かりとして明らかにすることにしたい。後述するように、志向性に関するアンスコム<sup>8</sup>の考察は、通常、志向性に関する考察とは異なるものではあるが、繰り返すような、第一節及び第二節で考察された、指示的に用いられた確定記述を手掛かりとした、同一性言明や否定的存在言明を巡る問題を説明する為の手掛かりとなるものである。

思うなり考える、信じるといった志向性現象、及び、挨拶するなり捜す、契約するという意図的行為 (intentional action) に至る迄<sup>8</sup>、それらの現象について考える際に、一般に我々が注意しなければならないことは、それら志向性現象の対象とするもの、即ち、志向的对象に関して、その存在・非存在を念頭に置く必要はない、ということである。このことは、架空の人間や幻覚の対象となり得るものの存在・非存在が、一般には問われないことから容易に理解され得ることであろう。しかし、これに対して、論文「感覚の志向性」で展開された、アンスコム<sup>8</sup>の志向性に関する、とりわけ、志向的对象に関する考察によれば、このような志向的对象の存在・非存在に関して、その実在性が問われることになる。

即ち、アンスコムによれば、(意図的行為をも含む) 何らかの志向性現象が成立する時、そのような志向性現象の対象、即ち、志向的对象は実在するものでなければならないが、そのような志向的对象の実在性を、言わば、保証するものとして、「実質的对象 (material object)」という概念が提示される。しかし、此処で我々が注意しなければならないことは、このような実質的对象の提示によって、通常、志向性現象に関する考えに対立することになるわけではない、ということである。即ち、実質的对象という概念が提示されることによって、却って、通常、志向性現象に関する考えとも親和することになるのである。

或る男が森で狩をしている時、彼は、目の前に帽子を被った自分の父親を目撃して、それを牡鹿だと思って銃を向けた。これが、上述した、何らかに在るもの、即ち、其処に、何か実体的なものとも考えられるものを想定して初めて成立するようなものとしての志向的对象の例として考えられるものであり、尚且つ、何らかに在るもの、即ち、実質的对象として、其処に何か実体的なものとも考えられるものの例である (Anscombe(1965), pp. 9 – 10)。

アンスコムによれば、先ず、この例の場合、その男による、牡鹿を (銃で) 狙うという志向性現象が生じている。その際、志向的对象として考えられるものは牡鹿であるが、行為者の経験の対象、即ち、行為者が実際に狙った実質的对象は父親である。即ち、この場合、行為者は誤って父親を牡鹿だと思って狙ったのではあるが、しかし、にも拘らず、狙ったという志向性現象が生じ得たのは、行為者の狙った対象が、その狙った何かとしての実質的对象が存在したからに他ならない (Anscombe(1965), p. 10)。即ち、此処では、志向性現象の成立如何は、志向的对象そのものでなく、実質的对象の成立如何に関わっている。

それ故に、翻って、志向性現象に関して考えた場合、「志向性現象の対象とするもの、即ち、志向的对象というものに関して、その存在・非存在を念頭に置く必要はない」という、上述した志向性現象の特徴は、この実質的对象の成立によって、アンスコム<sup>8</sup>の考察に於いても認められ得ることになる。即ち、アンスコム<sup>8</sup>に於いても、志向性現象に関して、その

現象の対象とするところの存在・非存在が問題にされることは基本的にはない。上記の例で考えれば、確かに、牡鹿を狙ったという志向性現象について考えた場合、その成立に際して、確かに、行為者の狙った牡鹿という対象の、即ち、狙ったという志向性現象の対象たる志向的对象の存在・非存在は問題とされない。要するに、それが牡鹿でなくとも、その牡鹿を狙ったという志向性現象は成立するのである。

但し、このような志向性現象の成立は、行為者が、その時に、実質的对象たる、この場合は父親としての何かを狙ったということによって説明される。即ち、行為者が狙ったのは何かでありさえすればよく、必ずしも牡鹿である必要はないのである<sup>9</sup>。

#### 第四節 実質的对象による、志向的文の外延決定

第三節で為された、アンスコムによる志向的对象に関する考察を踏まえて、志向的文の外延が如何にして決定されるのかということ考察する為、先ず、我々は、次のような志向的文を想定することにしよう。即ち、

(7) 私は牡鹿を狙った

である (Anscombe(1965), pp. 9 – 10)。この (7) に関して、第三節で為された、アンスコムによる志向的对象及び実質的对象に関する考察から考えるならば、(7) は、狙うという志向性現象 (意図的行為) を表す文であり、「牡鹿」志向的对象を表す表現と理解され得るだろう。

第三節で為された、志向性に関するアンスコムの考察から考えるならば、(7) の外延は、詰まるところ、行為者の狙った何かとしての実質的对象によって真とされる。即ち、(7) に於ける「牡鹿」という表現の外延は、行為者が実際に狙ったのは確かに父親であるから、それ故に、行為者の狙った何かとして (7) の外延を真と決定することになる<sup>10</sup>。

以上のことは、無論、(7) の「牡鹿」の外延について考える時、それが、当に、「牡鹿」という表現によって意味されるものによって決定されるのではないことを示している。即ち、「牡鹿」の、当に、表現の上で意味されているものは、角の生えた鹿という動物に当たるものなのであるが、(7) に於ける「牡鹿」の外延が、「牡鹿」の表現上の意味たる、この動物に当たるものではない。それ故、(7) の外延は、繰り返すような角の生えた鹿という動物によって決定されるものではない。(7) の外延を決定するものは、あくまで、上述のように、父親という、行為者が実際に狙った、実質的对象としての何かなのである。

だとすれば、(7) の外延を決定するものたる「牡鹿」の外延は、「牡鹿」という言葉の持つ表現上の意味によって決定されるのではないということになるだろう。換言すれば、「牡鹿」が、その表現上の意味たる牡鹿を表すことによって (7) は真であるわけではない。「牡鹿」の外延を決定するものは、寧ろ、行為者の、言わば、信念、即ち、「牡鹿」が、

この場合、実際は父親に当たる、実質的对象としての、自らの狙った対象を、行為者本人としては牡鹿であると信じているということによってだということになるだろう。

要するに、(7)に於ける「牡鹿」の外延は、その語によって表される表現上の意味によってではなく、実質的对象たる、行為者の狙った何かとしての対象に対して、行為者（話し手）が、それが牡鹿を表すものであると信じているということによって決定されることになるのである。

但し、この場合の対象表現に際して、我々が注意しなければならないことは、語の表現上の意味が、即ち、この場合は(7)に於ける「牡鹿」の表現上の意味が、全く無視されるというわけではない、ということである。

この場合、(7)の話し手たる行為者は、自らの狙った何かとしての実質的对象に関して、それが、「牡鹿」という表現によって、言語上、意味されているもの、即ち、角の生えた動物であるということに当て嵌まると信じている。話し手は、「牡鹿」が、この場合、実際は父親に当たる、実質的对象としての、自らの狙った対象を表すものだと信じているのである。そして、話し手の、この信念によって、言わば、逆説的にとでも言うべきことだと考えられるが、「牡鹿」の外延は、話し手の狙った何かとしての実質的对象ということになり、その外延が、(7)の外延を決定する、即ち、真とすることになるのである<sup>11</sup>。

おわりに

本稿冒頭でも述べたように、本稿で為される考察は、志向的文の脈絡の中に置かれた場合に生じることになる、同一性言明や否定的存在言明を巡る問題を考察するに際して、あくまで外延論理の立場から、即ち、それを構成する要素の外延に基づいて、その説明を図る、という見通しの下に行われる、というものであった。そして、結論を述べるならば、第一節及び第二節で為された、指示的に用いられた確定記述という概念は、当に、上述のような、志向的文に関する、その、言わば、最終的な構成要素として表される表現に当たるものとして、同一性言明や否定的存在言明に関する問題を説明するのに適うものとして考える概念に他ならない。即ち、本稿で為される考察によれば、「ヘスペラス」及び「フォスフォラス」、「ヴァルカン」を、指示的に用いられた確定記述と捉え、それらを志向的文の構成要素と考えて、各々の外延によって、詰まるところ、志向的文の外延を決定すると考えることによって、上記の問題は説明され得ることになるのである<sup>12</sup>。

以上のことは、当に、第三節及び第四節で行われた、志向的对象に関する考察に基づいて明らかなものとなる。即ち、上述の「ヘスペラス」及び「フォスフォラス」、「ヴァルカン」を、指示的に用いられた確定記述と捉え、それらを志向的文の構成要素と考えて、各々の外延によって志向的文の外延を決定すると考えることによって、上記の問題は説明され得ることは、指示的に用いられた確定記述の外延が、詰まるところ、第三節及び第四節で考察した実質的对象のことに他ならないのだと考えることによって可能となるのである。

以下、本論で為された考察を踏まえて、以上のことを確認することにしたい。

先ず、第三節及び第四節で考察したアンスコムによる志向性現象という概念が、特に、その現象の対象とするところの志向的对象という概念が、同一性言明及び否定的存在言明を巡る問題に関して、如何なる説明を与え得るのかということを確認する。

第三節でも述べたように、志向的对象というのは、本来、思うなり考える、信じるといった志向性現象の対象であるものと考えられるべきものであり、だとすれば、通常、非存在のものと考えられるものも、当然、志向的对象に当て嵌まるということになる。というのも、これも第三節で述べたように、通常考えられる志向性現象に於いては、それらを対象とするもの、即ち、志向的对象というものに関して、その存在・非存在を念頭に置く必要はないからである。そして、このような非存在のものに関して、それを、如何なる形で、志向的对象たり得るものとして考えるのかということ提起された問題に答える形で示されたものが実質的对象という概念であり、同一性言明なり否定的存在言明を巡る問題について考える上での手掛かりとなるものなのである。

要するに、同一性言明を巡る問題は、詰まるところ、実質的对象の相異に由来するものとして、及び、否定的存在言明を巡る問題も、詰まるところ、実質的对象によって有意味となるということとして理解され得ることになるのである。

一方で、同一性言明を巡る問題に於いては、実のところ、「ヘスペラス」と「フォスフォラス」が金星という同一の天体を表すということは、あくまで、言わば、言葉の意味上のことであって、志向的文の脈絡の中に置かれた場合の両者の外延は、実質的对象としての、異なる何かを表すものであり、これら異なる何かによって、志向的文の外延も異なることになる。それから、他方で、否定的存在言明を巡る問題に於いては、「ヴァルカン」が何も表すものでないということは、あくまで、言葉の意味上のことであって、志向的文の脈絡の中に置かれた場合の外延は、実質的对象としての何かを表すものであり、この何かとしての外延によって、その志向的文も外延を持ち得るということになる。そして、第一節及び第二節で、その考察の主題として扱われた指示的に用いられた確定記述という概念は、この実質的对象を表し得るものだと考えられることになるのである。

だとすれば、何故、否、如何にして、指示的に用いられた確定記述は、実質的对象を表すものたり得ることになるのか。これは、第一節及び第二節で為された考察から明らかである。

特に第二節で明らかになったことというのは、指示的に用いられた確定記述が或る個体を表す時には、その記述によって表されている、表現上の本来の意味によってというよりも、それをを用いる話し手が信じている、その表現上の意味によってということの方が重視される、というものであった。即ち、この場合、話し手によって用いられる確定記述は、確かに、その記述によって表されている本来の意味するものを表すものではないが、しかし、話し手が、その表現上の意味を表していると信じているものであることには変わりはない。そして、この、話し手によって表される、話し手がその表現上の意味を表している

と信じているものこそ、実質的对象としての何かのことであり得るものである。

だとすれば、志向的文の脈絡の中で、その文を構成することになる、「ヘスペラス」や「フォスフォラス」、「ヴァルカン」という表現は、指示的に用いられた確定記述と考えられることになる。そして、これにより、それらの外延が、同一性言明や否定的存在言明の外延を、それも、志向的文の脈絡の中に置かれた、それらの言明の外延を決定し、詰まるところ、それらの言明によって構成されるところの志向的文の外延を決定し得ることになるのである。即ち、このようにして、一つの可能性として、志向的文の脈絡の中に置かれた場合の、同一性言明や否定的存在言明を巡る問題も説明されることになるのである。

## 引用文献

- Anscombe, G. E. M.(1957), *Intention*, 2nd ed., Harvard University Press: Cambridge, Massachusetts and London England, 2000 (邦訳：『インテンション — 実践知の考察 —』, 菅豊彦訳, 産業図書, 1984)
- (1965), ‘The Intentionality of Sensation: a Grammatical Feature’, *The Collected Philosophical Papers of G. E. M. Anscombe: II Metaphysics and the Philosophy of Mind*, Basil Blackwell: Oxford, 1981
- Donnellan, K.(1966), ‘Reference and Definite Descriptions’, *The Philosophical Review*, Volume LXXV (邦訳：「指示と確定記述」, 荒磯敏文訳, 松阪陽一 [編訳], 『現代哲学への招待 Anthology 言語哲学基本論文集』, 春秋社, 2013)
- Frege, G.(1892), ‘On Sense and Reference’, *Translations from the Philosophical Writings of Gottlob Frege*, Black, M. (trans.), Geach, P., Black, M. (ed.), Basil Blackwell: Oxford, 1960 (邦訳：「意義と意味について」, 土屋俊訳, 黒田亘・野本和幸編, 『フレーゲ著作集4 哲学論集』, 勁草書房, 1999)
- 飯田隆 (1995), 『言語哲学大全Ⅲ — 意味と様相 (下) —』, 勁草書房
- 菅豊彦 (1986), 『実践的知識の構造 — 言語ゲームから —』, 勁草書房
- 黒田亘 (1983), 『知識と行為』, 東京大学出版会
- Russell, B.(1905), ‘On Denoting’, *Logic and Knowledge: Essays 1901 – 1950*, Marsh, R. C.(ed.), George Allen & Unwin LTD: London, The Macmillan Company: New York, 1956 (邦訳：「表示について」, 『現代哲学基本論文集 I』, 清水義夫訳, 坂本百大編, 勁草書房, 1986)
- Strawson, P. F.(1950), ‘On Referring’, *Mind*, vol. 59 (邦訳：「指示について」, 『現代哲学基本論文集 II』, 藤村龍雄訳, 坂本百大編, 勁草書房, 1987)

## 注 釈

<sup>1</sup> 本稿は、九州大学哲学会平成27年度大会（とき：平成27年9月26日（土）、ところ：九州大学文学部4階会議室（福岡市））での発表原稿「「拡張された固有名」という記述—ドネランによる確定記述の指示的用法の発展的考察—」、及び、総合文化学会第8回大会（とき：平成29年2月19日（日）、ところ：福岡市男女共同参画センターアミカス研修室C（福岡市））での、本稿と同名の発表原稿「「ヘスペラス」或いは「フォスフォラス」、「ヴァルカン」という記述—ドネランによる確定記述の指示的用法を用いた、固有名の意味論的役割の説明—」に基づいて執筆されたものである。

<sup>2</sup> 尚、本稿で為される考察の対象となる、同一性言明及び否定的存在言明を巡る問題に関しては、そして、そのような問題が生じる哲学的な背景に関しては、飯田氏の解説（飯田（1995）, pp. 255 – 290）を参照。

<sup>3</sup> ドネランは、論文「指示と確定記述」の中で、通常使用されるところの確定記述に関する説明を行い、確定記述が通常の仕方で使用されることを、「帰属的用法 (attributive use)」と呼んでいる (Donnellan(1966), p. 285)。

ドネランによれば、確定記述が帰属的に用いられた場合、その確定記述に於いて表されていることの意味というのは、その表現が如何なるものを表すのかということこそが本質的なものであることとして扱われることになる (Donnellan(1966), p. 285)。即ち、例えば、

(8) スミスを殺した人間は正気でない

に於いて、話し手によって、確定記述「スミスを殺した人間」が、通常の仕方でも用いられた場合、即ち、帰属的に用いられた場合、スミスを殺した人間という、その確定記述「スミスを殺した人間」によって表されていることの意味が本質的なものとして扱われることになる。即ち、この場合、端的に、「スミスを殺した人間」の表す対象は、当に、スミスを殺した人間でなくてはならない。

このような、極、当たり前のことと考えられる、通常用いられたところの確定記述たる、帰属的に用いられた確定記述の特徴というのは、指示的に用いられたところの確定記述の特徴と、或る、対照を為すことになる。この対照というのは、本節でも述べたように、先ず、第一義的には、上述したような「その確定記述に於いて表されていることの意味というのは、その表現が如何なるものを表すのかということこそが本質的なものである」という特徴を持つのか否かということにはなる。

しかしながら、以上のような対照は、言わば、表面上のことに過ぎないとも考えられるが、この対照に関しては次節たる第二節で考察する。

<sup>4</sup> 実のところ、指示的に用いられた確定記述という概念は、何も、ドネランだけに現れる独自のものではない。指示的に用いられた確定記述という概念、即ち、此処での説明に沿

うように言い換えた場合の「通常の仕方ではない形で用いられた確定記述という概念」は、ストローソン (Strawson, P. F.) によって、論文「指示について」(‘On Referring’, 1950) の中で、既に述べられている。ドネランが論文「指示と確定記述」に於いて展開した、指示的に用いられた確定記述という概念は、このようなストローソンによって為された確定記述に関する考察とは異なるものであるが、如何なる点で異なるのかに関しては、注7を参照。

<sup>5</sup> 即ち、注3で挙げた例を用いて考えるならば、話し手が(8)を発話する時、話し手は、(8)に於ける「スミスを殺した人間」によって表そうとしている対象が、その表現の意味するところのものに当て嵌まっていなくとも、即ち、実際にはスミスを殺した人間ではなくとも、その個体、即ち、人間を上手く言い表している場合が考えられるのである。即ち、或る時、スミスという人間が殺された場合に、実は、スミスは自殺だったのだが、その後、ジョーンズという人間が、そのスミス殺しの事件の犯人として法廷の被告席に引き出された時に発話された場合である。即ち、この時、傍聴席にいた話し手は、その人間を目撃し、その人間が被告席で挙動不審な行動をとっていたことから、確定記述「スミスを殺した人間」をその或る特定の人間という意味で用いることによって(8)のように発話したのである。そして、この場合、被告席の男は、「スミスを殺した人間」という表現上の意味に当て嵌まっていないにも拘らず、傍聴席の話し手によって「スミスを殺した人間」と表現されているのである。

<sup>6</sup> 従って、確定記述が指示的に用いられた場合というのを、注3で提起された例を用いて説明するならば次のようになる。

即ち、確定記述が指示的に用いられた場合、そのような確定記述によって表される対象は、その記述によって表された表現上の意味に当て嵌まるものでなくともよい。即ち、話し手が、確定記述「スミスを殺した人間」を指示的に用いて、(8)「スミスを殺した人間は正気でない」と発話する時、「スミスを殺した人間」によって表される対象は、その表現上の意味に当て嵌まるものでなくともよい。換言すれば、「スミスを殺した人間」によって表される対象は、スミスを殺した人間でなくともよい。

以上のようなことから、指示的に用いられた確定記述というのは、先ず、第一義的には、確定記述が本来的に持つ役割を果たすものではないが、但し、そのような「スミスを殺した人間」という確定記述を用いる話し手本人が、その記述によって表される対象が、その表現上の意味に当て嵌まらないということを承知してよいというわけではない。この点に関しては、本節に於いて、以下、示されることとなる。

<sup>7</sup> 指示的に用いられた確定記述という概念が、何も、ドネランだけに現れる独自のものではない、ということは、注4で、第一節でも触れた、確定記述に関するラッセルの理論への反論として、ストローソンによって提示されているものとして、既に指摘した。

しかし、ドネランは、この、ストローソンによって提示された、確定記述の指示的な機能を持つあり方を批判している。そして、この批判の論点というのが、「話し手が、その表

現が、その意味するところのものに当て嵌まらない個体を表すものだということを、言わば、承知して、その表現を用いていると考えるということも奇妙なことだから」という点に他ならない。即ち、ストローソンに於いては、話し手が確定記述を指示的に用いる時、繰り返すように、「話し手が、その表現が、その意味するところのものに当て嵌まらない個体を表すものだということを、言わば、承知して、その表現を用いている」と考えられるのである。そして、ドネランによれば、このような事態というのは様々な問題を引き起こすことになるのである。

<sup>8</sup> 尚、意図的行為に関しては、それが「意図的な (intentional)」行為のことであると考えられてはいるものの、上述のような、思うなり考える、信じるといった志向性現象とは、厳密には区別されて考えられなければならないものとも思われる。というのも、後者は、人間の、所謂、精神的・心的な事柄に関わるものだと考えられるものであり、前者は、人間の行為という、物理的な事柄に関わるものだと考えられるからである。

特に、「前者（意図的行為）は、人間の行為という、物理的な事柄に関わるものだと考えられる」ということに関しては、考察の余地があるということをおかねばならないが、しかしながら、上記のような問題を、差し当たりは認めつつ、しかし、此処では、以下、志向性現象と意図的行為とを同列に置いて考察を進めることにする。

<sup>9</sup> 志向性現象を巡って、志向的对象及び実質的对象の関わることになる、このような、観方によっては「捻じれ」とも考えられるべき現象は、言語というものを導入することによって、そして、その果たす役割を念頭に置くことによって、その「捻じれ」を解消することが可能である。即ち、次節たる第四節でも考察するように、本節で述べたような、志向性に関するアンスコム、言わば、特異な考え方というのは、言語の果たす役割の重要性を念頭に置くことによって明らかとなるのである。

<sup>10</sup> 従って、(7) は、「牡鹿」が、実際に牡鹿を表していない、換言すれば、行為者が実際に狙った対象は父親なのであり、牡鹿ではないにも拘らず、(7) は、偽でも無意味でもなく、真となる。当に、この点が、本稿で為される考察に於いて強調されるべきことなのであり、このような外延の決定は、実質的对象という、アンスコムが論文「感覚の志向性」で提示した概念に基づいて為されることになるのである。

<sup>11</sup> 本来、アンスコムは、論文「感覚の志向性」に於いて、志向的对象に関して次のように述べている。即ち、「志向的对象とは、その（記述の）下で（志向的对象を与えるような）記述を与えるところの語や表現によって与えられるものである。(An intentional object is given by a word or phrase which gives a description under which.)」(Anscombe(1965), p. 9, 括弧内は引用者)」と。

以上の引用から、志向的对象の成立に際して、言語の果たす役割の重要性が強調されていると考えられるのであるが、このことは、志向的对象と関連して成立する実質的对象という概念を如何に理解するのかということに、そして、引いては、第三節で考察した、志向性現象全般に関するアンスコム、言わば、特異な考え方というのは、言語の果たす役割の重要性を念頭に置くことによって明らかとなるのである。

でもある。即ち、志向性現象の成立に際して、その現象の対象とするところのもの、即ち、志向的对象が成立していないにも拘らず、その現象が、何かとしての実質的对象を対象とするものであるが故に成立し得るとのことというのも、それが、言わば、言語を介しているからこそ成立し得るのだと考えられ得るのである。

要するに、志向性現象の成立を、そして、その成立の、言わば、根拠となっている実質的对象の成立について付言しておくならば、(7) に於いて、行為者が実際に狙ったところの対象たる父親は、確かに、志向的对象ではないが、しかし、この対象は、確かに、志向的对象として「牡鹿」と記述され得るものではある。換言すれば、この場合の実質的对象たる父親は、志向的对象としてその下に成立するところの記述を、少なくとも一つは持つのである。そして、此处で、結論だけを述べるならば、この「この場合の実質的对象たる父親は、志向的对象としてその下に成立するところの記述を、少なくとも一つは持つ」という点こそ、(7) という志向的文に於いて、父親という対象を実質的对象たらしめるものであり、これによって(7) の外延も決定可能となるのである。

尚、以上の付言というのは、アンスコムが『インテンション』(*Intention*, 1957) の中で展開した意図的行為論に基づいて為されている (cf. 菅 (1986) , pp. 64 – 66)。

<sup>12</sup> この点が、本稿冒頭でも触れた、フレーゲやラッセルによる、同一性言明や否定的存在言明を巡る問題に関する説明とは相異なるものである。即ち、一方で、フレーゲやラッセルは、これらの言明の外延というのは、否、これらの言明を構成要素とする志向的文の外延というのが、詰まるところ、「ヘスペラス」及び「フォスフォラス」、「ヴァルカン」という、その最終的な構成要素と考えられるところの表現の外延によって決定されるのだと考えたわけではない。此处で、フレーゲやラッセルによって考えられた結論だけを述べるならば、彼等は、そうではなく、それらの表現の内包 (*intension*)、即ち、話し手なり行為者が、それらの表現によって表された対象を、如何なるものと考えているかということによって決定されるのだと考えたのである。

同一性言明や否定的存在言明を巡る問題に関して、本稿で為された考察と、フレーゲやラッセルによって為された考察との相異は、当に、以上の点に現れていると言えよう。

['On Description as 'Hesperus', 'Phosphorus' or 'Vulcan': a Study of Semantic Function on Proper Name with Donnellan's Referential Use of Definite Description']  
[YAMAGUCHI, Makoto · 九州大学大学院人文科学研究院 · 専門研究員 · 哲学]